

令和4年 第1回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年1月21日（金） 14時00分～15時05分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 森 口 賢 二          委 員 八 田 三 紀          委 員 鎌 田 麻 美 子          委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢          中央公民館長 伊 藤 典 明          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          教育総務課参事 吉 見 勝 吾          生涯学習推進室参事 中 出 篤          学校教育課長代理 井 谷 匡 志</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和4年第1回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に森口委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和3年第12回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第12回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則(案)について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則(案)について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

阪南市立学校のあり方検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるため、本規則を制定する。施行期日は、公布の日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

令和6年度にかけて阪南市立学校のソフト面・ハード面や校区・通学路等を検討する委員会を立ちあげるにあたり、必要となる規則である。

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

規則(案)第2条第2号の「公共的団体」とは何か。今後委員会を開催したら、その内容を速やかに本会議において報告されたい。また、委員の任期はいつまでか。

(教育総務課長)

「公共的団体」とは小中学校のPTAと自治会を想定している。検討委員会開催後は可及的速やかに本会議で報告する所存である。また、委員の任期は、本市教育委員会の諮問に応じ、市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校

のあり方について協議し、答申するまでの期間である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第2号「阪南市いじめ防止対策委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「阪南市いじめ防止対策委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による阪南市教育委員会の附属機関として設置する「阪南市いじめ防止対策委員会」の委員のうち、学識経験者と臨床心理士の2名の委嘱について議決をお願いする。任期は令和3年10月21日から令和5年10月20日である。なお、委員会を構成する5名のうち、令和3年第11回定例会において臨床心理士以外の委員4名について議決をいただいたが、その後、推薦を依頼していた団体と協議した結果、学識経験者として議決された方を臨床心理士として、さらに別の団体から推薦していただいた方を学識経験者として任命するに至った。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第3号「阪南市立図書館管理運営規則の一部改正(案)について」(図書館)

(教育長)

議決事項第3号「阪南市立図書館管理運営規則の一部改正(案)について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

1月31日から2月4日の資料整理期間中に図書館システムを更新し、電子書籍を導入するのに伴い、本規則を改正する。施行期日は、令和4年2月1日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

市立図書館で電子書籍が借りられるようになると、子どもたちが小中学校から貸与されているタブレットを自宅に持ち帰っていれば、それで読むことができるのか。

(図書館長)

タブレットを用いて読むことはできるが、図書貸出券を持っていることが前提となる。まだお持ちでない方は、申請のために一度は市立図書館へお越しいただく必要がある。

(教育長)

電子書籍の導入により、読書の世界は広がるだろう。教科書の電子化も進んでおり、今後の利用状況に注目したい。

(図書館長)

次回以降の本会議にて、詳細に報告する予定である。

(鎌田委員)

電子書籍の具体的な借り方について知りたい。

(図書館長)

PCやスマートフォン、タブレットなどを用いて、インターネットで阪南市立図書館のホームページに貼ったリンクから貸出サイトに入り、借りたい電子書籍を選んで「借りる」という表示をクリックし、自分の貸出券番号とパスワードを入力すれば借りることができる。パスワードは、西暦生年月日8ケタをあらかじめ設定している。電子書籍の貸出は5点まで、貸出期間は2週間としているが、早く読み終われば返却することもできる。また、貸出中の電子書籍は予約も可能とする。なお、借りなくても、電子書籍の表紙を見たり、最初の数ページを試し読みしたりできるようにする。

(教育長)

電車の中などでも気軽にスマートフォン等で読むことができれば、利便性は飛躍的に向上する。

(八田委員)

他市では市が作成した地域資料なども電子書籍として閲覧できるようだが、本市ではどうか。

(図書館長)

地域資料の電子書籍化も可能だが、徐々に対応していきたいと考えている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

## ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年12月1日から12月28日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した7件について、報告する。

1件目は、日本作文の会主催「全国作文教育研究大会」で、令和4年8月6日から8日にかけて、教職員や保護者、学生を対象に堺市立中百舌鳥小学校とエルおおさかにおいて講演会や公開授業、分科会、絵本ライブなどが開催される。

2件目は、和歌山大学教育学部主催「共同研究事業 2021年度和歌山大学教育学部連携事業成果報告会」で、令和4年2月12日、和歌山大学で教育関係者等を対象に実施される。なお、今回、和歌山大学教育学部附属小学校の教諭の「算数科における探究的な学び—『数学的な見方・考え方』という視点から見直した授業づくり—」という研究に、指導助言者として、東鳥取小学校の教諭が参加している。

3件目は、特定非営利活動法人有害環境から子どもを守る会主催「育てあい育ちあい講演会」で、令和4年1月31日、一般の方を対象に 阪南市立文化センター・小ホールにおいて開催される。

4件目は、阪南市社会福祉協議会主催「第16回ボランティア・市民活動フェスティバル in はんなん」である。令和4年3月12日、阪南市地域交流館で、活動団体や一般市民を対象に、活動の紹介や体験、展示、模擬店、バザーなどが実施される。

5件目は、株式会社朝日新聞社主催「親子体験型イベント 作文力・思考力を鍛える！頭が良くなる勉強法」である。令和4年2月23日から3月21日にかけて府内5か所の会場において、小中学生の親子を対象に、勉強法や作文の書き方、スクラップ学習のやり方等を体験してもらうというイベントが開催される。

6件目は、特定非営利活動法人はらっぱ主催「ちびっこアドベンチャー世界の伝承あそびを遊ぼう！」である。令和4年2月23日、阪南市立文化センター・小ホールで乳幼児からおとなを対象に、世界のあそびを体験するイベントが開催される。

7件目は、泉州市民バンドフェスティバル実行委員会主催「泉州市民バンドフェスティバル2022」である。令和4年4月17日、貝塚市民文化会館・大ホールで一般の方を対象に、泉州地域の楽団による吹奏楽演奏会が開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

2件目の事業に本市教育関係者が参加するのであれば、その様子をご報告いただきたい。

(教育総務課長)

参加する者があれば報告する。

(教育長)

4件目、主催は阪南市社会福祉協議会だが、同じ複合施設にある尾崎公民館は関係しているのか。

(中央公民館長)

本事業には関わっていない。2月26日・27日に、別途尾崎公民館まつりの開催を予定している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「令和3年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」 (学校教育課)

(教育長)

報告事項第2号「令和3年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長代理)

令和3年12月12日に開催した、令和3年度第2回いじめ問題対策連絡協議会について、報告する。

案件は、(1)専門家の定期的な配置による効果について、(2)令和3年度の取組について、(3)「いじめ事案の対応フローチャート(案)」について、であった。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

この会議録は内容が充実しており、現場の教員にも一般市民にも参考にしていただきたいと、市ウェブサイトに掲載される。公表にあたっては、その精度を高めていただきたい。

(教育長)

今回も良いご指摘をいただいている。会議録10ページ、いじめが生起すると担任は自分を責める傾向があるが、よく見つけたと褒めるべきだ、というくだりだ。それに対し、協議会会長である学校教育課長の、市教委が担任を責めてしまっていないか、という発言は良い気付きだったと思う。会議録を読んでいると、そういった市教委の事務方が気付き、認識を深める場面が多く見られる。委員に意見を求めるだけではなく、理事者側が学べる協議会である。

(八田委員)

会議録9ページ、学校と市教委の間にスクールソーシャルワーカーが立って、と

あるが、学校に関わるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、コミュニティソーシャルワーカーはそれぞれどのような立場にあるのか。

(教育長)

子どもたちや親にとって、教員は一段高いところにいるので、相談しづらいことがある。一般のソーシャルワーカーやカウンセラーというのは学校にとってマイナスの助言をしてしまうことも時にはあるが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは学校の当事者ではなく外部の方であり、学校の事情を理解しつつ両者を俯瞰的に見て、双方と連携して保護者の支援や学校の応援をしてくれる立場であり、大変効果的である。

(八田委員)

子どもや保護者が直接相談するのは誰か。

(教育長)

スクールカウンセラーは、カウンセリングの手法で心理面から支援してくれる。子どもや保護者にとって最も身近な存在で、相談する機会も多い。一方、教員では踏み込めない家庭事情に入っていく、福祉的な支援をするのがスクールソーシャルワーカーである。制度としては先にスクールカウンセラーが広まり、その後、学校と福祉との連携が必要ということでスクールソーシャルワーカーが配置されるようになった。学校にとっても、家庭内の複雑な事情を解決に導いてくれるありがたい存在で、需要が高まってきている。

(八田委員)

では、コミュニティソーシャルワーカーは、さらに大きな枠組みの中で活動するということか。

(教育長)

コミュニティソーシャルワーカーは、個々の相談や支援とともに、学校の運営や生徒指導の機能がうまく回っているかについてのアドバイスをいただける。地域とも連携しつつ、さらに広い視野で学校を俯瞰的に見てくれていると感じる。

いずれにしても、学校が指導的・一面的に見てしまいがちないじめ問題の新たな側面を示してくれる存在である。

(辻委員)

同じく会議録9ページ、いじめ認知の感度を上げていかなければならないとあり、それは重要なことだと思うが、現場の教員がそのことに拘泥するあまり神経質になってしまわないかと懸念する。教員自身が「離見の見」の意識を持つことが大切だと思う。これは世阿弥が論じた能楽用語で、自分自身から離れた客観的な視線を持ってあらゆる方向から自己を見る意識のことである。物事に相對するだけではなく、そうしている自分自身をも俯瞰的に見ることによって、肩の力が抜け、追いつめられることもなくなるのではないか。俯瞰的な視点、これは専門家だけでなく、教員にも持っていただきたい。

(教育長)

ご意見に感謝する。問題にとらわれていると、心にゆとりを持って対応すること

ができず、空回りしてしまう。自分自身を客観的に見る視点を持ち続けたいものである。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「令和3年度第1回阪南市スポーツ推進審議会議事録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「令和3年度第1回阪南市スポーツ推進審議会議事録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和3年12月10日に開催された令和3年度第1回阪南市スポーツ審議会について、報告する。

案件は、(1) 阪南市行財政構造改革プランについて、(2) 施設使用料に係る減免基準の統一化について、(3) 情報交換、(4) その他、であった。

詳細については、資料のとおりである。

(教育長)

本件について、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

会議録3ページ、市と各団体が協力し合って発展していかなければならないという委員のご意見があったが、私も同感である。

添付の資料4 阪南市行財政構造改革プラン改訂版の別冊において「今後、取扱いを検討すべき施設」とされているものについて、方向性が決定したら、本会議で報告していただきたい。また、別冊に記載のない旧南海町役場跡地や旧東鳥取幼稚園、各地区の児童遊園の活用について、市はどのように考えているのか。

(生涯学習推進室長)

この別冊は、行財政構造改革の各メニューの「具体的な取組項目」・「取組の概要」・「取組目標・効果額」をとりまとめたものである。「取組5：今後の公共施設等の取扱い」では、ご指摘の「今後、取扱いを検討すべき施設」も含め、未利用財産等の利活用や処分等に取り組むための公共施設等の取扱い方針を定めており、「取組3-2：公共施設の再構築」の記載内容と連携している。各施設の今後の取扱いについては、各施設の所管部局において検討することとされ、現在歴史資料展示室として活用している旧東鳥取幼稚園は、「具体的な取組項目」の一つである「旧東鳥取小学校及び隣接する公共施設のあり方の検討」にもあるように、魅力あるまちづくりの形成に向け、生涯学習部の関係課で検討を進めているところである。その方向性については、今後、行財政構造改革推進室が取りまとめている阪南市行財政構造改革プラン改訂版の進捗状況として、他の取組項目と併せて報告できるものとする。

(教育長職務代理者)

全国の未利用地の有効活用例についての報道をよく見かける。本市でも旧下荘小学校跡地に通信制高等学校開設を予定しているが、さらに企業誘致して市を活性化させてほしい。そういったPRを担当しているのは未来創生部か。

(生涯学習部長)

本市の企業誘致の代表的なものとして、阪南スカイタウンの事業系用地について、地権者である大阪府と連携して取り組んできた事例がある。市の担当部局は未来創生部であるが、地権者の大阪府が主導し、府の不動産取得税の控除や市の奨励制度の施策を連携して講じることで、誘致促進を図ってきた。

また、旧下荘小学校跡地への通信制高等学校の誘致については、生涯学習部が担当し、地域の活性化を踏まえて誘致を図ったものである。

今後、市が所有する未利用の有効活用については、財産を所管する市の各部署において担当していく所存である。

(教育長職務代理者)

阪南市が住みやすいまちであることは、日々実感している。良いところがたくさんあるのだから、それらに付加価値をつけることができれば、さらに魅力あるまちになると考える。引き続きよろしく願います。

地区公民館が指定管理者による運営となって1年弱、費用の削減や事業の発展について、どのような成果があったのか。

(中央公民館長)

指定管理者の運営に移行した効果額は、事業費等は直営時の経費と同額程度を指定管理料に反映させているため、ほとんど影響はなく、効果額としては人件費が大きい。少し乱暴な算出となるが、指定管理者制度導入前の職員数は再任用職員を含め7.4人、職員人件費を一人当たり8,000千円として59,200千円だったのが、令和3年4月以降は中央公民館の2.6人で20,800千円となり、その差は38,400千円となる。管理運営に係る予算の増加分18,725千円を控除すると効果額は19,675千円となる。施設の修繕については150千円を超えるものは両者協議のうえ業者を決定するが、市負担であっても指定管理者が発注することにより、費用が抑えられた事例もあった。

事業については、尾崎公民館では「子どもの将棋体験講座」、「夏休み宿題やろう広場」等の展開や公民館広報誌の発行、東鳥取公民館では「レコード鑑賞会」、「〇〇の阪南をしよう」等の講座の展開、西鳥取公民館ではロビーでのミニコンサート開催、「コーヒー焙煎講座」等の展開など、それぞれ市直営の時とは違った視点を持って運営している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

## ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。  
各課の報告を求める。

### <学校給食センター>

- 1月17日 物資購入委員会  
\*センター一任
- 1月24日 献立委員会  
\*書面開催

### <学校教育課>

- 1月18日 海洋教育研修会  
\*動画配信による開催

### <生涯学習推進室>

- 12月18日 みんなで歌おう♪第九合唱練習会  
\*51名参加
- 1月9日 成人式  
\*472名参加
- 1月19日～ 日本遺産葛城修験パネル展覧会 [1月25日まで]
- 1月22日 まちの歴史発見講座
- 1月29日 皿田能 能楽こども教室発表会

### <公民館>

- 1月23日・2月5日 [中央公民館] 縁むすびの居場所づくり
- 2月26日・27日 [尾崎公民館] 尾崎公民館まつり

### <図書館>

- 1月23日 英語絵本多読講座①
- 1月31日～ 図書館システム更新及び資料整理のため休館 [2月4日まで]
- 2月5日 電子図書館サービス開始
- 2月15日 親子で楽しむ絵本と幼年文学～ひとり読みへのかけはし～

※いずれも1月21日現在の実績・予定

(教育長)

1月9日の成人式は、感染症対策のため、教育委員としては私だけが出席した。

式典は静粛に執り行われ、良いものとなったことを報告する。

他に、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(生涯学習部長)

新型コロナウイルス感染症の第6波到来に伴う市内学校園の臨時休業の状況について報告する。

現在、小学校8校中、全学年の休業が5校、学年単位では2校、中学校4校中、全学年の休業が2校、学年単位では1校と、市内小中学校12校のうち10校が何らかの形で臨時休業の措置を講じている。今後は保健所との連携により、疫学調査が終了した学校から順次教育活動を再開していく予定である。臨時休業が延長となる場合はお知らせするが、予定どおり再開する場合はお知らせしないことをご了承願う。

また、このような状況を鑑み、感染症まん延防止の観点から、1月22日・23日の学校開放等については中止することを決定し、利用予定であった各団体に対して連絡したところである。

今後も、教育委員会の対応については国・府の方針を踏まえて適切に対応していく所存である。

(教育長)

爆発的な感染拡大により、更なる拡大防止の観点から臨時休業する学校が急増している。その中で、子どもたちの学習を保障するために、どのように学校を再開し、学習活動ができる間にいかに進められるかがポイントとなっている。さらに、今は受験や進路選択の時期でもある。本日、本会議終了後、来週からの対応について、子どもたちの学びを止めないということを大前提に、市のコロナ対策本部会議及び臨時校園長会の場でそれぞれ協議する。市内一斉に休業すると再開のタイミングが計れないおそれがあるため、各校での個別対応とし、可能な限り学習機会を提供するという方針とする予定である。

次回の令和4年第2回定例教育委員会は、令和4年2月18日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第1回定例教育委員会を閉会する。

以上